

## 2. 施設基準に関する事項

当院における東北厚生局長への届出事項は下記の通りです

### 基本診療料

- ① 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料6)
- ② 回復期リハビリテーション病棟入院料2
- ③ 療養環境加算
- ④ 感染対策向上加算3  
連携強化加算(連携医療機関:盛岡赤十字病院)
- ⑤ データ提出加算1口
- ⑥ 診療録管理体制加算2
- ⑦ 後発医薬品使用体制加算1
- ⑧ 医療DX推進体制整備加算
- ⑨ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- ⑩ 歯科外来診療医療安全対策加算1
- ⑪ 歯科外来診療感染対策加算2
- ⑫ 歯科診療特別対応連携加算

### 特掲診療料

- ① 疾患別リハビリテーション
  - ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
  - ・ 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)
  - ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
  - ・ リハビリテーション初期加算
  - ・ 別添1の「第40」の3の注5に規定する施設基準  
※脳血管疾患等リハビリテーション料の維持期のリハビリテーションにおける施設基準  
(通所リハビリテーション指定医療機関)

- ・ 別添1の「第42」の3の注5に規定する施設基準  
※運動器リハビリテーション料の維持期のリハビリテーションにおける施設基準  
(通所リハビリテーション指定医療機関)
- ② 小児運動器疾患指導管理料
- ③ 手術
  - ・ 医科点数表第2章第 10 部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む)に掲げる手術  
[区分2に分類される手術] 靱帯断裂形成手術等  
[その他に分類される手術] 人工関節置換術
- ④ CT撮影及びMRI撮影
  - CT撮影(16列以上64列未満のマルチスライス型の機器)
  - MRI撮影(該当なし)
- ⑤ 麻酔管理料(Ⅰ)
- ⑥ 歯科麻酔管理料
- ⑦ 歯科治療時医療管理料
- ⑧ 歯科口腔リハビリテーション料2
- ⑨ 歯周組織再生誘導手術
- ⑩ 上顎骨形成術(歯科)、下顎骨形成術(歯科)
- ⑪ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ⑫ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ⑬ 有床義歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼能力検査

## 入院時食事療養(Ⅰ)

### 食堂加算

「当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています」

### 酸素の購入価格

- ・可搬式液化酸素容器(LGC) 0.17 円/L
- ・小型ボンベ(3,000L以下) 2.3 円/L